

一般社団法人専門職高等教育質保証機構の概要及び 申請のあった評価事業の概要

1. 専門職高等教育質保証機構の概要

- 設立目的：
 1. 専門職高等教育の高度化、多様化、国際化に対応して、専門職高等教育の教育研究実践に係る教育機関の評価を行なうことにより、専門職高等教育の発展に貢献する。
 2. 評価の成果を被評価機関にフィードバックし、その質の向上に努める。
 3. 評価の成果を広く社会に情報開示し、専門職高等教育の発展と国際化に貢献する。

- 住所：東京都港区六本木六丁目 5 番 17 号

- 設立年月日：平成 23 年 2 月 18 日

- 代表者：代表理事 川口 昭彦
(大学改革支援・学位授与機構 名誉教授)

- 主な事業：
 - ① 専門職大学院や専修学校の教育研究及び実践に関する第三者評価
 - ② 評価対象となる教育研究機関の教育研修事業
 - ③ 実践・教育研究に関する情報収集及び研究、普及啓発活動等
 - ④ 事業に附帯または関連する事業

- 認証評価の実施実績
【分野別評価（ビューティビジネス分野）】

① 第 1 サイクル（H16～H20）の受審大学数	<u>0</u> 大学
② 第 2 サイクル（H21～H25）の受審大学数	<u>1</u> 大学
③ 第 3 サイクル（H26～H30）の受審大学数	<u>1</u> 大学

2. 申請のあった評価事業の概要

- 評価の対象：専門職大学院（教育実践分野）
- 評価の周期：5年以内ごと
- 評価手数料の額（案）：1専攻 3,500,000円（消費税抜き）
- 大学評価基準（案）：
評価基準は、学校教育法第109条第4項に規定する大学評価基準として策定されたものであり、教育実践大学院の教育活動等の水準の維持及び向上を図るとともに、その個性的で多様な発展に資することを目的として、8個の基準で構成される。
- 評価方法（案）：
評価対象専門職大学院が作成した自己点検評価報告書、その他、機構が必要と認めて入手した資料の分析・検討（書面調査）、及び評価対象専門職大学院に関する面談、授業・施設の視察及び関連資料の閲覧調査等を内容とする訪問調査により、評価を実施する。
- 評価結果（案）：
 - ① 教育実践大学院評価基準の基準1から基準8まで8個の基準全てを満たしている場合、「教育実践大学院評価基準に適合している。」と評価する。
 - ② 教育実践大学院評価基準の基準1から基準8までの8個の基準のうち1つでも満たしていない場合は、「教育実践大学院評価基準に適合していない。」と評価する。
- 対象専門職大学院（令和2年11月現在）
 - ・平成29年度開設
星槎大学大学院 教育実践研究科 教育実践専攻
(入学定員:15名)